

内閣府

○ 令第二号

厚生労働省

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年 令第七号

厚生労働省

）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

|  |     |  |     |  |   |
|--|-----|--|-----|--|---|
| <div style="text-align: center; border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">○</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="font-size: 2em;">甲</span> <span style="font-size: 2em;">収 去 証</span> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">記 号</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番 号</td> <td></td> </tr> </table> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被収去者の住所又は営業所所在地</li> <li>2 被収去者の氏名又は法人名</li> <li>3 収去品名</li> <li>4 収去数量</li> <li>5 収去目的</li> <li>6 収去日時 平成 年 月 日 午後 時 前</li> <li>7 収去場所</li> </ol> <p style="margin-top: 10px;">食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;"> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">所 属 庁</span><br/>         収 去 者 職 氏 名◎<br/> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">所 属 庁 印</span> </p> <p>備考</p> <p>※教示事項について（別紙）参照</p> | 記 号 |  | 番 号 |  | <div style="text-align: center; border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">○</span> </div> <div style="text-align: center;">（別紙）</div> <p>&lt;教示&gt;</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。</p> <p>&lt;参照条文&gt;</p> <p>○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）</p> <p>第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第70条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。</li> <li>2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。</li> </ol> |
| 記 号  |     |  |     |  |   |
| 番 号  |     |  |     |  |   |

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式第一号（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、この命令による改正後の様式第一号によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。